

# 訪問介護サービス重要事項説明書

本書は、あなたへの訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令37号8項に基づき、事業者があなたに説明すべき重要事項を記載しています。



サービスご利用に際し、必ずお読み下さい。

はじめの一步訪問介護事業所  
愛知県指定2374900229号

説明者 塚本 香保里

## 訪問介護サービス重要事項説明書

### 1. 業者の概要についてご説明します。

事業者名称	はじめの一步訪問介護事業所		
本社所在地	日進市東山1-117		
電話番号	0561-72-5028	FAX番号	0561-72-5091
代表者	亀井 春枝		
事業内容	ヘルパー派遣		
事業所名	(有)はじめの一步	指定番号	2374900229号
所在地	同上		
電話番号	同上	FAX番号	同上
管理者	鈴木 宣子		
他の事業	居宅介護支援事業所 ディサービス 認知症対応デイサービス		

### 2. 当事業所が掲げる事業目的及び運営方針は以下のとおりです。

事業の目的	心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、自立した日常生活がおくれますよう、生活全般にわたる援助を提供するものです。
運営方針	訪問介護サービスは、訪問介護計画に基づき計画的に実施します。

### 3. 事業所の人員体制は以下のとおりです。

(当事業所は厚生労働省が定める人員基準を遵守しています。)

管理者 1名

サービス提供責任者 1名

訪問介護員 2.5名以上(常勤換算)

### 4. 当事業所の営業時間は次のとおりです。

営業日	月曜日～ 土曜日(日曜日・年末年始等、応相談)
事業所受付時間	AM8:00からPM6:00まで (但し緊急の場合、電話は24時間対応)
サービス提供時間	AM7:00からPM11:00まで

5. 当事業所の通常のサービス実施地域は日進市・東郷町・豊明市・名古屋市名東区の一部・天白区の一部です。それ以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金（介護保険給付対象サービス）

当事業所では訪問介護員がご自宅を訪問し、介護保険制度に基づく訪問介護サービスをご提供します。訪問介護サービスには次の2種類があります。（要支援は除く）

### 《サービス種類》

身体介護	入浴・排せつ・食事・衣服の着脱・体位変換・外出や通院介助等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の家事を援助します。

※「通院介助」についてはご自宅から病院までの道程における同行介助のみが介護保険給付対象であり、病院内での付添いは原則として介護保険ではお引き受けできません。

### 《サービス利用料金》

サービス利用に係る利用料金は以下の通りです。介護保険給付対象サービスの利用については、利用料金の個々の負担割合分を差し引いた額が介護保険から支給されます。

#### ★負担割合が1割負担の方の場合

##### 〈要介護の場合〉

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満
身体介護	① 利用料金	1,630	2,440	3,870
	② うち介護保険から給付される金額	1,467	2,196	3,483
	② 自己負担額	163	244	387
サービスに要する時間		45分未満	45分以上	
生活援助	① 利用料金	1,790	2,200	
	② うち介護保険から給付される金額	1,611	1,980	
	③ 自己負担額	179	220	

### 《加算》

**初回加算**・・・新規のご利用者様に対し、初月に加算されます。 200円

**緊急時訪問介護加算**・・・ご利用者様やその家族の方からの要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた時に、予定にない訪問介護（身体介護に限る）を行った場合に加算されます。 1回100円

**特定事業所加算Ⅱ**・・・すべてのサービスに対し、単価の10%を加算させていただきます。（法の定める要件を、満たしている間）

**介護職員処遇改善加算**・・・すべてのサービスに対し、単価の24.5%を加算させていただきます。（当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象には入りません）

**地域区分の変更**・・・介護報酬1単位当たりの単価が、10,42円になります。

**生活機能向上連携加算**・・・自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅での生活機能向上を図るため、理学療法士等と連携して、訪問介護計画に基づくサービス提供を行った場合に加算されます。 1ヵ月100円

#### 《割増料率》

以下の場合には、利用料金が割増となります。

通常時間外のサービス提供	夜間（午後6：00～午後10：00）	25%割増
	早朝（午前6：00～午後8：00）	25%割増
	深夜（午後10：00～午前6：00）	50%割増
2名の訪問介護員によるサービス提供		2倍の料金

#### 《交通費》

通常の実施地域にお住まいの方は、無料です。

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の実施地域を超える地点から、1km辺り100円をご負担いただきます

#### 《その他》

☆利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定・要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から返戻されます（償還払い）。また居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も同様の取り扱いとなります。償還払いでは、利用者の保険給付の申請に際し「サービス提供証明書」が必要となりますので、事業所に交付請求を行ってください。

☆介護報酬の改正等により介護保険からの給付額に変更があった時は、変更された額に應じて、利用者の自己負担額も変更となります。

## 7. 介護保険給付の対象とならないサービスの利用について

介護保険給付の支給限度額を越える訪問介護サービスの利用については、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

※割引料率・割増料率、交通費については介護保険給付対象サービスと同様です。

## 8. キャンセル期限及びキャンセル料

#### 《キャンセル期限》

利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用予定の

前日までに事業所に申し出てください。

《キャンセル日時》

キャンセル期限までに申し出がなく、キャンセル期限以降に利用の中止を申し出された場合には、以下の表に基づくキャンセル料をいただきます。

(ただし、体調不良等やむを得ない理由がある場合にはキャンセル料は発生しません。)

利用予定時間の前日までのキャンセル	無 料
利用予定時間の当日のキャンセル	介護報酬相当額

《サービス利用の変更・追加》

サービス利用の変更・追加の申し出に対しては、訪問介護員の稼働状況などにより対応できない場合がありますのでご了承ください。

## 9. 利用料金の支払方法について

サービス利用にかかる料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降にご請求させていただきますので、以下のいずれかの方法にてお支払いください。

- |                                  |
|----------------------------------|
| ア. 金融機関口座からの自動引落とし<br>イ. 現金による集金 |
|----------------------------------|

## 10. サービスの利用に関する留意事項

《サービス提供を行う訪問介護員》

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを、提供させていただきます。

《サービス実施時の留意事項》

### ①訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア. 医療行為<br>イ. 介護保険制度が規定する訪問介護以外のサービス<br>ウ. 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受<br>エ. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供<br>オ. 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙<br>カ. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動<br>キ. その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ②備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

### ③その他

台風・積雪などの天候や交通事情により、ヘルパーが訪問できない場合が生じるかもしれません。その時は速やかに連絡し、対応をご相談いたします。

#### 《個人情報の取り扱いについて》

- ①当事業所では、適正な訪問介護の提供を図るため、ご利用者やご家族の個人情報をお聞きします。
- ②当事業所は、ご利用者及びご家族の個人情報の流出、紛失、誤用を防止するため、個人情報を厳重に管理するほか、職員及び退職者、並びに関係者に対し、個人情報保護について教育・啓発・周知を徹底します。
- ③当事業者は、ご利用者の緊急時において医療機関等の求めに応じ、ご利用者の生活に関する情報、傷病に関する情報、ならびにご家族の連絡先等の情報を提供できるものとします。
- ④当事業所は、利用者に係る他の居宅介護サービス事業者等との連携を図るため、ご利用者及びご家族の事前の同意を得た上で、利用者またはご家族等の個人情報をサービス担当者会議に提出または照会できるものとします。

## 11. 苦情・相談の受付について

#### 《苦情の受付》

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（責任者） 亀井 春枝
- 電話番号 0561-72-5028

#### 《その他苦情受付機関》

社会福祉法第83条により、介護事業者に対する苦情受付のための第三者機関が設置されています。

日進市高齢福祉課 介護保険係	電話番号：0561-73-1495 FAX：0561-73-6845 受付時間：午前9：00～午後5：00
愛知県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	電話番号：052-971-4165 FAX：052-962-8870 受付時間：午前9：00～午後5：00

## 12. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点からの評価を行ってはいません。

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。